

大阪市の街路樹撤去を考える会との協議等議事録（要旨）

建設局総務部総務課

- 1 日 時 令和6年5月24日（金） 午後3時40分～午後5時40分
- 2 場 所 扇町公園事務所 2階大会議室
- 3 団 体 名 大阪市の街路樹撤去を考える会
- 4 協議等の趣旨 扇町公園における公園樹安全対策事業についての協議
- 5 出 席 者
(団体側)
代表者 他29名
(本 市)
建設局 4名

6 議 事

(1) 要望事項1・2について

団体要望概要

「公園樹・街路樹の安全対策事業」で伐採予定の樹木について、本当に切る必要があるのか。剪定などをすれば残せる木があるのではないかと。1本ごとにあらためて精査し、その内容を公開すること。市民の安全・安心に支障をきたすリスクが低い樹木の伐採を延期し、経過観察とすること。

本市説明概要

本事業の撤去対象樹木については、一本一本、本市職員による調査を行い、その結果、健全度や公園施設の損壊、植栽密度といった植栽環境、樹木周辺の公園利用状況等、公園利用者の安全・安心を確保するという観点から対象樹木を選定したものである。これらの樹木について、一本ごとの撤去理由と植え替えの計画については、回答添付資料のとおりである。（精査後の処置方針等については、二重線の枠囲み内に記載している）。

(2) 要望事項3について

団体要望概要

この事業のあり方を見直すために、市民や専門家、行政が入った検討機関を設置すること。

本市説明概要

本事業は、公園管理者として、日常の維持管理では、扇町公園の安全と快適性

を維持できなくなった樹木を対象として、短期集中的に撤去・更新を実施するものであり、これまでも地域の方々への説明やホームページへの撤去理由の掲載、撤去樹木への張り紙など、市民の皆さまへの丁寧な説明に努めながら進めてきている。引き続き、市民の皆さまに本事業の必要性を丁寧に説明しながら、扇町公園を安全・安心して利用していただけるよう、事業を進めていく。

(3) 要望事項1～3に関する主な意見について

① 伐採について

団体要望概要

できるだけ緑の量を維持するということを考えるなら、剪定や枝抜きなど伐採以外の様々な方法があるので、まずそれで対処すべき。すぐ倒れそうな木はほとんどないので、経過観察とすればいい。伐採するかしないかという二択が非常に極端で違和感がある。ちゃんと手入れするという視点がなぜないのか。

新しく植え替えるというが、大きくなるのには10年も20年もかかる。植えても根付くかどうかはわからないことを考慮するなら、現在ある樹木を可能な限り維持すべきではないか。

現状でも、子どもたちが公園を利用するときに木陰の取り合いになっているが、木を切ることでさらに木陰の取り合いになる。地球温暖化の影響で熱中症のリスクが高まっているのに、木が大きくなるまで、熱中症のリスクは放置するのか。今すぐ切る必要がない木まで切るのは、予算がついたからなのか。しかし実際は撤去・植え替えの方がコスト高ではないのか。

公園事務所の職員の数が減らされ、維持管理のマンパワーが圧倒的に足りないのでは、伐採しているのではないのか。

木を切る説明が十分できておらず、市民は納得できない。それにもかかわらず行政が一方向的に判断して、切るのはおかしい。

大阪市は、樹木の維持管理の方針を「量から質へ」の転換が求められているというが、その全体ビジョンが市民には見えない。東京など他の都市と比べて大阪の緑被率が極めて低いことや、地球温暖化やヒートアイランド現象が進んでいる状況を考慮するなら、今は木を切る時ではなく、今ある木を大切にし、緑を増やす時ではないのか。歴史的経緯や背景を踏まえると、大阪ではみどりを増やすことが難しいと言うのなら、なおさら既存の樹木を大切にしてほしい。ニューヨークなど海外の都市では市民の安全安心を考えてどんどん木を植えていっているのに、大阪市は市民の安全安心のために木を切るというのは理解できない。

本市説明概要

大阪市の緑については、もともと市域の大半が淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、上町台地を除いては自然の緑に恵まれず、さらに早くから市街化が進展したため、緑が少なかった。40年、50年前の高度経済成長期以降に植えられ、長い時間を経て大きく育った公園樹や街路樹について、街路樹であれば、根上りや通行障害、建築限界侵入等、公園樹であれば、腐朽菌の侵

入による腐朽など、健全な成育状態でない樹木が多く存在する。

平成30年の台風21号による倒木の被害状況のように大型台風時の倒木への影響は大きく、公園以外の駐車場や阪神高速側に倒れると、通行障害をはじめ社会インフラに支障をきたすなど市民生活に影響を及ぼすおそれがある。

撤去によって、一時的には緑や木陰が小さくなるが、残っている木、あるいは、新しく植えた木を大きくすることで、時間の経過とともに元に戻り、樹木量は保たれると考える。

安全対策事業は、平成30年から実施している事業で、事業については、議会でも承認をいただき、地域にも説明・照会してご理解いただいております。令和6年度末までに、短期集中的に実施している。公園樹の安全対策事業は、公園利用者をはじめ市民の安全・安心を確保する目的で実施しており、将来的な倒木リスクを減らすためにも、短期集中的に撤去・更新をして、より安全・安心で快適な公園づくりを行っていく。

② 木を切る市の判断について

団体要望概要

樹木医診断で伐採が必要とされていない樹木、とりわけ、a 判定、b 判定、c 判定となっている樹木でも、市の判断で撤去としているのは恣意的であり、納得できない。「健全度」について、公園事務所が樹木医以上の判断をどうしてできるのか？専門家の判断をもっと尊重すべきではないか。「伐採を総合的に判断」「公園管理者としての判断」というが、その基準を示すべきではないか。そこがブラックボックスになっているのに、市の判断を納得することはできない。

個々の樹木の伐採理由や伐採判断については、「現地説明」「団体協議」において、逐次、疑問や要望を伝えたところであるが、明確な答えは返ってきていないのでそれについて誠実に回答し対応すること。

本市説明概要

扇町公園の安全対策事業についての説明会は、これまで令和6年1月5日、同年2月26日を含め本日5月24日で3回目となる。

撤去対象樹木の選定については、扇町公園における安全性・快適性を高めるため、公園管理者の観点から総合的に判断したものである。

伐採については、樹皮枯死欠損、空洞、腐朽などの樹木に現れている症状のほか、植栽場所及びその周辺環境、倒木や落枝等による市民生活への影響など、都市基盤施設を維持管理するうえで必要なさまざまな観点から考慮したうえで判断している。

③ 樹木の管理マニュアルについて

団体要望概要

何を基準に伐採を決めているのか。樹木の管理マニュアルはあるのか。マニュアルがないのなら、切ることができないのではないか。

本市説明概要

伐採については、樹皮枯死欠損、空洞、腐朽などの樹木に現れている症状のほか、植栽場所及びその周辺環境、倒木や落枝等による市民生活への影響など、都市基盤施設を維持管理するうえで必要なさまざまな観点から考慮したうえで判断している。時期ごとの剪定など一般的なマニュアルはあるが、樹種ごとの剪定やどういうときに撤去するなどのマニュアルはない。今後は、建設局で作成を検討している樹木の維持管理計画にもとづき、樹木が有する機能を最大限発揮できるよう、適正に維持管理や整備をしていく。

④ 新たな要望について

団体要望概要

丘の上のケヤキに関して、「考える会」が依頼した樹木医が3月に新たに行った診断についての見解と説明会開催を要望する。

“樹木のリスクの程度”をどのように算定しているのか、明確に基準を示してほしい。

阪神高速との境界エリアのクスノキについて、全撤去ではなく、植え替えをできないのか。対応できない場合、その理由もあわせて示してほしい。

公園の維持管理、リスク評価の基準として、防災の観点を加えること。火災時の延焼防止など樹木が防災の観点から役に立っていることを考慮した基準を作るべきではないか。

上記4点の要望に回答するまでは、樹木伐採は延期すること。

本市説明概要

新たな要望については、後日文書で回答するとともに、協議は継続するが、伐採の延期については約束できない。本日の回答添付資料においても、すべて撤去の方針であり、「切らない」という約束はできない。また、事業実施の時期は本市において判断する。